



特定非営利活動法人ミタイ・ミタクニヤイ子ども基金謝金規定
(役員及び職員)

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ミタイ・ミタクニヤイ子ども基金(以下「当法人」という。)の役員及び職員(以下「役職員等」という。)に支払う謝金等について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第2条 当法人の役員および職員を、この規程による謝金等の対象者とする。

(謝金支払いの対象)

第3条 役職員が給与を受け取っていない場合、当法人と役職員は委任契約の関係にないため、必要な講師謝金等を受け取ることができるものとする。なお、役員との取引で重要性が高いものについては、財務諸表の注記に記載する。

第4条 役職員が給与を受け取っている場合、業務内容の範囲を超える場合は、理事会で決議し、講師謝金等を支払うものとする。なお、役員との取引で重要性が高いものについては、財務諸表の注記に記載する。

(謝金の金額)

第5条 第3条、第4条に定める謝金対象者には、対価として以下の謝金を支払う。なお、理事会では、必要に応じて講演内容、アドバイス内容などにより、謝金の単価を増減することができる。

内容	金額	備考
職員講演会講師謝金	30,000円/1日	大学規定等参照
役員講演会謝金	50,000/1日	大学規定等参照
役員アドバイザー謝金(イベント等)	30,000円/日	大学規定等参照
役員アドバイザー謝金(プロジェクト遂行等)	7,000円/時	大学規定等参照
その他の謝金	その都度協議し決定する	必要に応じて理事会にて決議を行う。

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第5条 第3条に定める謝金対象者には、第4条に定める謝金に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

自家用車利用の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・1kmあたり 25 円分のガソリン代 ・利用区間内の高速道路料金(実費) ・駐車料金(実費)
公共交通機関利用の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・利用区間内の乗車券(実費) ・利用区間内の一般指定席特急券(実費)
新幹線、飛行機の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・利用区間内のエコノミークラス

	・役員はビジネスクラス利用
--	---------------

(改廃)

第6条 この規程の改廃は理事会の決議による。

付 則

この規程は2024年8月1日から施行する。